

第6期 東久留米市介護保険運営協議会（第2回） 会議録

- 1 会議名 第6期 東久留米市介護保険運営協議会（第2回）
- 2 日時 平成28年2月4日（木）午後7時から午後7時45分
- 3 会場 東久留米市役所4階 庁議室
- 4 出席委員 奥山委員（会長）、岡野委員（副会長）、伊藤委員、本田委員、齋藤委員、園田委員、水口委員、鈴木（久）委員、鈴木（し）委員、我謝委員、高崎委員、保木本委員、原田委員 以上13名
- 5 欠席委員 小玉委員
- 6 事務局 内野福祉保健部長、田中介護福祉課長、岡野係長（保険係）、田中係長・矢崎主事（以上、介護サービス係）、並木係長・平田主任・小高主事（以上、地域ケア係）
- 7 傍聴人 6名
- 8 次第 第6期介護保険運営協議会（第2回）

（1）開会あいさつ

（2）議 題

- 議題1 介護保険運営協議会（第1回）会議録（案）の確認
- 議題2 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の選定事業者
- 議題3 小規模な通所介護事業所の地域密着型通所介護への移行
- 議題4 認知症高齢者のケア体制の充実
- 議題5 新しい総合事業の方向性②
- 議題6 地域包括支援センター事業の充実

（3）その他

9 配布資料

- 【資料1】第6期 東久留米市介護保険運営協議会（第1回）会議録（案）
- 【資料2】「定期巡回・随時対応型訪問介護看護（平成28年度指定・開設）」の選定事業者（報告）
- 【資料3】小規模な通所介護事業所の地域密着型通所介護への移行（報告）
- 【資料4】認知症高齢者のケア体制の充実～「認知症総合支援事業」の進捗状況（報告）
- 【資料5】新しい総合事業の方向性②「元気高齢者地域活躍推進事業の概要」
- 【資料6】地域包括支援センター事業の充実「生活支援機能等の充実とセンターの移転」

※資料1のみ事前配布

## 10 第6期介護保険運営協議会（第2回）の開催

(1) 開会あいさつ（省略）

(2) 出欠席者等の確認

- ・出席者13名、欠席者1名。定足数に達しており会議は成立
- ・傍聴人 6名入室

【事務局】 配付資料の確認（省略）

(3) 議 題

### ① 議題1 介護保険運営協議会（第1回）会議録（案）の確認

【会 長】 本日の議題に入る。議題1について事務局から説明をお願いしたい。

【事務局】 資料1の会議録（案）につきましては、事前に委員の皆様様に郵送している。この会議録（案）は、前回、11月19日の第1回目の会議の内容を要点筆記したものである。本日、議題1の中で、委員の皆様から承認を得た上で市の公式ホームページに掲載する。

【会 長】 事前に見てこられたと思うが修正点などあったら発言していただきたい。

【委 員】 （特になし）

【会 長】 では、これで公表していただきたい。

【事務局】 承知した。

### ② 議題2 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の選定事業者

【会 長】 議題2について事務局から説明をお願いしたい。

【事務局】 資料2で「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」の選定事業者を報告する。

・地域密着型サービスの一つであり、現在、市内には未整備。また、25年度に65歳以上の1000人の方に市が実施した高齢者一般調査においても、「施設で暮らしたい」との回答が15.8%に対して、「自宅で暮らしたい」とされた回答が67.5%あり、住みなれた在宅での暮らしが高いニーズとなっている。この結果、第6期介護保険事業計画では、事業所の積極的な誘導を掲げている。

・「事業者の公募と選定」。本市の地域密着型サービス事業者公募要領に基づきまして、昨年12月14日から事業者の公募を開始。今般、本市の地域密着型サービス事業者選定委員会において、選定審査を実施した。その結果、委員会としての選定事業者を1社選定したので、本日、介護保険運営協議会の場で報告する運びとなった。

・事業者名は株式会社ホームコム。こちらの事業者の所在地は、埼玉県の朝霞市にある。事業所を整備する予定の場所は、市内の八幡町一丁目を予定している。訪問看護、訪問介護、通所介護、居宅介護支援事業所を既に運営している実績がある。

・本日、介護保険運営協議会（第2回）を経た後、総合的に判断し、最終的に市長が選定を決定する。  
その先のスケジュールは、2月下旬までに選定事業者に事業計画書審査結果通知を行い、6月までに新規指定事業所の申請書を提出してもらい、8月までに事業所の開設を行っていただく。

【会 長】 選定委員会による選定事業者に関し、本運営協議会でも了承することでよろしいか

【委 員】 （異議なし）

### ③ 議題3 小規模な通所介護事業所の地域密着型通所介護への移行

【会 長】 議題3について事務局から説明をお願いしたい。

【事務局】 資料3で「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」の選定事業者を報告する。

・概要について、28年4月から、通所介護事業所（デイサービス）のうち、事業所の利用定員が厚生労働省令で定める数（19名未満）の事業所については、「地域密着型サービス」に移行し、地域密着型通所介護の事業所になる。当市の移行予定事業所数は、27年8月現在東京都の提供数値で、市内の40事業所のうち25事業所となっている。

・「地域密着型サービス」になると、（1）指定権者（新規申請や変更の届出先）は、都から事業所所在地の市区町村へ変わる（2）原則として事業所のある市区町村の被保険者がサービスを利用（3）市区町村が日常生活圏域ごとに計画的な整備を行うことが可能になる（4）基準に関する条例を定める権限は市区町村が有する。

・事業所の「地域密着型通所介護」への移行手続きについて、今年4月1日前から、小規模な通所介護事業所の指定を受けている利用定員19人未満の事業所は、4月1日に「地域密着型通所介護」の事業所として指定があったものとみなされ、特段の移行の手続きは不要。

・利用者については、4月1日前からの利用者は、住所地の市区町村の指定があったものとみなされ、事業所の所在する市区町村の被保険者だけではなく、他の市区町村の被保険者も引き続き利用することが可能になる。

【会 長】 この件について、ご意見、ご質問等があればご発言をお願いしたい。

【委 員】 25事業所の日常生活圏域ごとの内訳は分かるか。

【事務局】 次回の会議で、お示しする。

【委 員】 了解。

【会 長】 他にあるか。

【委 員】 4月1日以降の新規の利用者は、東久留米市の被保険者のみという考えでよろしいか。

【事務局】 「地域密着型サービス」ということで、原則は市内の利用者の方ということになる。現在近隣市と調整を図っている。こちらについても次回の審議会場で報告したいと考えている。

【委員】 了解。

#### ④ 議題4 認知症高齢者のケア体制の充実

【会長】 では、次の議題に移る。議題4について事務局から説明をお願いしたい。

【事務局】 資料4で認知症高齢者のケア体制の充実、「認知症総合支援事業」の進捗状況についてご報告する。

平成25年度から29年度までを計画期間とする国の「認知症の施策を推進させる5カ年計画（オレンジプラン）」等を踏まえ、市では第6期介護保険事業計画に基づき、認知症高齢者やその疑いのある高齢者に対して総合的な支援を行うために、以下の3つの事業に取り組んでいます。①認知症の地域支援推進員の配置②認知症の初期集中支援の推進③認知症のケアの向上の推進

この3点について、27年度の実施状況と28年度の予定を報告する。

・医療機関や介護サービス及び地域の支援機関との連携を図るための支援を行う「認知症地域支援推進員」を、27年4月1日から市介護福祉課と各地域包括支援センターに配置している。本日までに、市介護福祉課の職員1名、西部地域包括支援センターの職員1名が養成講座を受講済みである。中部地域包括支援センター職員1名と東部地域包括支援センター職員1名は28年度に受講予定である。

・「認知症の初期集中支援の推進」について、「地域連携型認知症疾患医療センター」は市区町村に1カ所設置する必要がある。現在、都、市医師会、関連医療機関等と設置に向けて調整中である。「初期集中支援チーム」の結成は、このセンター設置後に検討予定である。設置までに時間を要するため、当該圏域、地域拠点型認知症疾患医療センターの薫風会山田病院に、支援要請の協定手続きを進めている。

・「認知症のケアの向上の推進」について、認知症の方や家族への支援は、現在「認知症サポーター養成講座」等で行っている。素案を検討中の「認知症ケアパス」とは、認知症の状態に応じた適切なサービス提供の流れを認知症の方や家族が理解できるためのガイドブックである。

・「徘徊見守り体制」について、27年4月から「防災無線による行方不明者の搜索利用」をスタートさせた。新聞販売店や宅配業者と締結している「高齢者の見守り協定」を、新たに生活協同組合コープみらい、生活協同組合パルシステム東京と締結した。参加も手続きを進めている「東京都行方不明認知症高齢者等情報共有サイト」は、都内市区町村や警視庁が参加して、近隣県の行方不明者の情報をより広域に共有することが可能になることから、行方不明者の早期解決が期待できる。

・「認知症カフェ」は認知症の方や家族、地域住民、専門職等の誰もが参加できる場所と位置づけられ、地域包括支援センターで実施している「認知症家族会」との整合性を図りながら設置を進めている。

【会長】 この件について、ご意見、ご質問等があればご発言をお願いしたい。

【委員】 「防災無線」が、市内のどの地域でも聞こえているか確認はしているか。

【事務局】 現在のところ、行方不明者の捜索にまだ利用していないため確認ができていない。

【委員】 行方不明者の捜索にかかわらず市の「防災無線」の機能や設置箇所数は。

【事務局】 「防災無線」そのものは、老朽化や、設置場所であった学校などの公共施設等の閉鎖などから、カバー率としては70～80%程度と認識している。

【委員】 了解。

#### ⑤ 議題5 新しい総合事業の方向性②

【会長】 では、次の議題に移る。議題5について事務局から説明をお願いしたい。

【事務局】 前回に続き「元気高齢者地域活躍推進事業の概要」について資料5により報告する。

・事業の目的は、①高齢者が元気なうちから、介護の事業所で介護予防を学びながら、多様なサービスの担い手となれるよう、通所介護（デイサービス）を拠点として、事業者が市民の方を養成をする②29年度から実施する総合事業の準備として行うものであり、養成された市民の方（元気高齢者）がデイサービスの現場で活躍し、介護予防を担っていただく構想になっている。

・内容は、①市民養成を行う通所介護事業所を公募し、適切な事業者を選定し、委託②受託事業者が養成する市民（研修生）を募集②養成講座と実習の回数は、4カ月間に合計29回。養成講座（座学）が16回、実習とOJTが13回となる予定。

・（資料の）図は、「研修生の1週間」の活動のイメージである。月曜日の夕方が養成講座。火曜日の午前・午後が実習。勉強して実習するという流れである。

・「研修生養成講座カリキュラム（案）」について、講座は全16回。施設オリエンテーション、デイサービスの概要、利用者との生活目標の共有、筋力向上や低栄養予防、口腔機能の向上、認知機能低下の防止など、さまざまな講義を受けていただく。さらに、地域資源の実踏として、市内の介護サービス事業者を訪問し、現場を実感していただくなどで構成されている。

【会長】 この件について、ご意見、ご質問等があればご発言をお願いしたい。

【委員】 「研修生の1週間」について、スケジュールの調整は個別に相談が可能か。

【事務局】 スケジュールの例のため相談は可能と考えるが、事業所と研修生の間で調整が必要だと思う。

【委員】 研修制度に年齢制限はあるか。

【事務局】 概ね65歳以上の元気高齢者を想定している。年齢の上限は想定していない。

【委員】 元気高齢者とはどういった方を想定されているのか。

【事務局】 概ね自立の方を想定している。

【委員】 研修生本人の経済的な負担はあるか。

【事務局】 ない。

【委員】 研修生の募集方法は。

【事務局】 基本的には受託事業者に募集をしていただく。デイの事業所に来ていただいているボランティアのほか、体操教室などの自主グループの方、地域ケア会議に参加している民生委員の方、シルバー人材センターの方などの候補者を想定している。

【委員】 当初は広報等で公募するのではなく、そうした関係の方々に参加していただくということか。

【事務局】 はい。受託事業者が決まった段階で調整したいと考える。受託事業者には、将来的に地域でミニデイサービスなどの地域貢献をしたいという方（研修生）を募集していただく。受託された事業者のデイサービスや施設に出入りしている地域の方たちや、自治会で活躍している方たちなど、事業者のネットワークを活用して募集していただきたいと現時点では考えている。

【事務局】 市では65歳になられた方には介護保険証を送付する。その同封文書に、こういった趣旨（「元気高齢者地域活躍推進事業」における研修生募集）をお知らせする案もある。以上。

#### ⑥ 議題6 地域包括支援センター事業の充実

【会長】 では、次の議題に移る。議題6について事務局から説明をお願いしたい。

【事務局】 地域包括支援センター事業の充実「生活支援機能等の充実とセンターの移転」について資料6により報告する。

・「生活支援コーディネーターの配置」①総合事業を29年4月から円滑に実施するため、生活支援コーディネーター（以下「コーディネーター」という）を28年4月に、3つの地域包括支援センター（以下「センター」という）に1名ずつ配置予定②コーディネーターの役割は、多様な日常の生活支援機能の充実を図るため、サービスの開発、担い手の養成、関係者とのネットワーク化を見込む。

・「センターの本部の移転および出張所の設置」①センターの本部を移転して、センターの出張所を配置する予定②出張所は、地域の住民から相談を受け付け・集約し、センターにつなぐ窓口機能とする予定③実施時期は、28年10月1日を予定。

・「センター本部の移転場所等」①東部のセンター本部は、現在の東部地域センター内（大門町）からマザアス氷川台の中へ移転する予定。移転後のセンター本部は、仮称「東部地域包括支援センター（マザアス東久留米内）」とする予定。現在の本部の場所は、出張所として機能させる予定。②中部のセンター本部は、現在の幸町都営住宅5号棟からシャローム東久留米（南沢）の中へ移転する予定。移転後のセンター本部は、仮称「中部地域包括支援センター（シャローム東久留米内）」とする予定。現在の本部の場所は、出張所として機能させる予定。

・「移転等の理由」は、現在の東部と中部のセンターの事務室が狭く、コーディネーターを新たに配置させることが困難になったためだ。今後においても新たなニーズに対応できないおそれがあるので、

出張所を構えることにした。また、現在の本部の場所を相談窓口機能として出張所とするのは、近隣住民の利便性に配慮する必要があると考えたためだ。

・「コーディネーターのイメージ図の説明」…機能と役割は、地域のニーズと資源の状況の見える化、自治会等多様な主体への協力依頼、関係者ネットワーク化、目指す地域の姿と方針の共有と意識統一、生活支援担い手、養成・サービスの開発、ニーズとサービスのマッチングである。すなわち、公的な介護保険サービスと、インフォーマルなサービスを提供する地域の方々の力を借りてマッチングするのがコーディネーターの役割だ。

・「出張所ができたときのイメージ図の説明」…（説明省略）

【会 長】 この件について、ご意見、ご質問等があればご発言をお願いしたい。

【委 員】 コーディネーターという方は、資格としては何が必要か。

【事務局】 現在、国が行った養成講座を受講したものがコーディネーターとなる予定。ただし、社会福祉士や看護師などの専門の資格を持っていなくても構わない。

【委 員】 地域包括支援センターの職員の方でも大丈夫というわけか。

【事務局】 はい。

### (3) その他

【会 長】 それでは、本日の議題は6つとも終わった。「(3) その他」は、事務局から願います。

【事務局】 次回の協議会の開催予定は、5月を予定したい。日時は追って通知する。

【会 長】 よろしいか。

【委 員】 （了承）

### (4) 閉会

【会 長】 本日予定されていたすべての議題が終了した。第2回介護保険運営協議会を終了する。ありがとうございました。

閉会19時45分